

第6章 基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。

環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布、平成11年6月に全面施行された。また、法施行から10年が経過し新たに浮かび上がった問題を解決するため、事業の位置等の決定段階からの環境配慮を求め、配慮書手続等を新たに盛り込んだ「改正環境影響評価法」が平成23年4月に公布、平成25年4月から全面施行された。

本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から施行し、環境影響評価の手続を進めてきたが、法との整合性を図るため、改正条例を平成25年3月に公布、同年9月から施行した。

このように規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成27年度中に指導・審査を

行った実績は、表2.6-1のとおり2件で、そのうち終了0件、手続中2件であり、法の対象となった事業の審査が2件、条例の対象となった事業の審査は0件であった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表2.6-2のとおり合計で314件、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成27年度までの審査終了件数が183件と、全体の約60%を占めている。

3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成17年3月に基本的事項の改正を行い、これを受けて各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県においても必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一部改正を、平成19年4月1日に公布し、同年7月1日から施行した。

また、平成25年の条例改正により配慮書手続が導入されたことから、条例施行規則及び技術指針についても平成25年9月に必要な改正を行った。

表2.6-1 平成27年度環境影響評価指導審査実績

(平成28年3月31日現在)

○法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大岳発電所更新計画	九州電力株式会社	汽力(地熱) 1.5万kW級	環境影響評価準備書受理 (平成27年度審査済み)
2	(仮称)大分ウインドファーム事業	エコ・パワー株式会社	風力発電総出力最大 4.5万kW級	環境影響評価方法書受理 (平成27年度審査済み)

第2節 環境に配慮した取組の推進

第1項 大分県環境マネジメントシステムの構築

本県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、節電や紙ごみ等の廃棄物の削減などエコオフィス活動に取組むことにより、約10年間で金額にして1億円を超える経費が節減され、大きな効果が得られた。

その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マ

ネジメントシステム（EMS）を構築し、平成23年4月より稼働している。

具体的な取組として、①新環境基本計画（H28.3～第3次大分県環境基本計画）の着実な推進 ②環境に配慮した公共事業の実施 ③エコオフィス活動の推進 ④環境法令を遵守した庁舎管理業務の4つを一体的に実施・進行管理をしている。

また、本システムの基本理念となる環境基本計画が平成28年3月に第3次大分県環境基本計画として新たに策定されたことに伴い、環境方針の一部を改定した。

環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるおおいとうつくし作戦を通じ、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かな自然や生物多様性を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境を創造し、「自然共生社会」を構築します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境・土壌等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた「循環型社会」を構築します。

3 地球温暖化対策の推進

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化対策に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）や温暖化による様々な影響を軽減するための取組（適応策）、エコエネルギーの導入・活用支援、森林吸収源対策を進め、「低炭素社会」を構築します。

4 環境を守り育てる産業の振興

資源の循環やエネルギー需給に関わる経済活動をビジネスとして成り立たせる環境・エネルギー産業や生態系の維持・保全に寄与してきた農林水産業及び豊かな自然環境を地域資源として活用した観光産業など、環境と密接した産業の支援を行うことで、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた持続可能な循環型社会」を実現します。

5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

本県の恵み豊かな自然と快適な地域環境を守り育て、将来への世代へ継承するため、これまでの「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かして、これをステップアップさせた、地域活性化型の「おおいとうつくし作戦」により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組み、「持続可能な地域づくり」を実践します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

平成28年6月

大分県知事 広瀬 勝貞

第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。

基盤的施策の推進

環境物品等の購入の促進を進めるためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を併せて実施していくことが重要である。

このことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらすために、国では「国等による環境物品等の調達に関する法律」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内

における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動の働きかけを行っている。平成27年度調達実績は次の表2.6-3のとおりである。

表2.6-3 平成27年度環境物品等の調達実績

大分類	品目名	適合率(%)
紙 類	コピー用紙	98.7
	フォーム用紙	88.7
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	88.5
	塗工されていない印刷用紙	96.0
	塗工されている印刷用紙	89.9
	衛生用紙(トイレトペーパー)	94.9
	衛生用紙(ティッシュペーパー)	87.9
	文具類	93.9
オフィス家具等	いす	99.2
	机	98.7
	棚	98.2
	収納用什器(棚以外)	98.7
	ローパーティション	94.6
	コートハンガー	79.1
	傘立て	100.0
	掲示板	100.0
	黒板	100.0
	ホワイトボード	98.1
O A 機器	コピー機	実績なし
	複合機	94.9
	拡張性のあるデジタルコピー機	実績なし
	電子計算機	91.3
	プリンタ	58.7
	プリンタ/ファクシミリ兼用機	実績なし
	ファクシミリ	93.5
	スキャナ	100.0
	磁気ディスク装置	82.3
	ディスプレイ	100.0
	シュレッダー	100.0
	デジタル印刷機	100.0
	記録用メディア	80.4
	一次電池又は小形充電式電池	97.0
	電子式卓上計算機	96.3
	トナーカートリッジ	93.6
	インクカートリッジ	91.7
	掛時計	90.5
	プロジェクタ	87.0
	移動電話	携帯電話
PHS		実績なし
スマートフォン		実績なし
家電製品	電気冷蔵庫	95.7

大分類	品目名	適合率(%)
家電製品	電気冷蔵庫	42.7
	電気冷凍冷蔵庫	100.0
	テレビジョン受信機	100.0
	電気便座	100.0
	電子レンジ	100.0
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	100.0
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	実績なし
温水器等	ストーブ	77.3
	ヒートポンプ式電気給湯器	100.0
	ガス温水機器	83.7
	石油温水機器	実績なし
照明	ガス調理機器	実績なし
	蛍光灯照明器具	83.8
	LED照明器具	94.3
	LEDを光源とした内照式表示灯	98.8
	蛍光灯ランプ(直管型:大きさの区分40形蛍光灯ランプ)	77.0
自動車等	電球形状のランプ	79.8
	自動車	84.3
	E T C 対応車載器	100.0
	カーナビゲーションシステム	63.3
	乗用車用タイヤ	97.0
消火器	2サイクルエンジン油	100.0
	消火器	97.4
制服・作業服	制服	90.7
	作業服	50.3
	帽子	69.5
インテリア・寝装寝具	カーテン	40.3
	布製ブラインド	96.6
	金属製ブラインド	100.0
	タフテッドカーペット	100.0
	タイルカーペット	19.5
	織じゅうたん	実績なし
	ニードルパンチカーペット	100.0
	毛布	100.0
	ふとん	100.0
	ベッドフレーム	100.0
	マットレス	41.8
作業手袋	作業手袋	39.0
その他繊維製品	集会用テント	100.0
	ブルーシート	33.9
	防球ネット	100.0

大分類	品目名	適合率(%)
その他 繊維製品	旗	91.1
	のぼり	99.5
	幕	100.0
	モップ	98.6
設 備	太陽光発電システム(公共・産業用)	実績なし
	太陽熱利用システム(公共・産業用)	実績なし
	燃料電池	実績なし
	生ゴミ処理機	100.0
	節水機器	実績なし
	日射調整フィルム	100.0
防 備 蓄 用 品	ペットボトル飲料水	100.0
	缶詰	実績なし
	アルファ化米	100.0
	保存パン	実績なし
	乾パン	実績なし
	レトルト食品等	99.9
	栄養調整食品	実績なし
	フリーズドライ食品	実績なし
	毛布	実績なし
	作業手袋	89.3
	テント	実績なし
	ブルーシート	100.0
	一次電池	100.0
	非常用携帯燃料	実績なし
	携帯発電機	実績なし

大分類	品目名	適合率(%)
公 共 工 事	小径丸太材(間伐材)	実績なし
	製材等(製材、集成材、合板、 単板積層材)	58.3
	再生木質ボード	実績なし
	省エネルギー診断	実績なし
役 務	印刷	93.2
	食堂	100.0
	自動車専用タイヤ更生	2.6
	自動車整備	89.8
	庁舎管理	93.3
	植栽管理	91.8
	清掃	91.8
	機密文書処理	92.9
	害虫防除	93.6
	輸配送	89.5
	旅客輸送	83.6
	蛍光灯機能提供業務	実績なし
	庁舎等において営業を行う小売業務	実績なし
	クリーニング	95.1
	飲料自動販売機設置	実績なし
	引越輸送	実績なし
	合 計	

第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供しており、中でも、平成28年4月より取り組んでいる県民運動「おおいたうつくし作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行う一方、おおいたうつくし作戦の取組情報を随時に発信できるように「おおいたうつくし作戦フェイスブック」を新たに開設した。環境学習については、平成28年3月、より多くの県民に興味をもってもらうため「おんせん県おおいた！エコクイズ」を「きらりんネット」内に開設した。

また、自然公園区域や植生図、藻場分布図等、国や県が保有する環境情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できる「大分県環境地理情報システム」を整備した。このシステムで環境に関する情報を一元的に提供することで、開発事業者のほか県民に対して自主的な環境配慮を促すため、28年8月から公開している。

おおいたうつくし作戦

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/oitautsukushi.html>

おおいたうつくし作戦Facebook

<https://ja-jp.facebook.com/utsukushi.oita/>

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

おんせん県おおいたエコクイズ

<http://oita-eco.jp>

大分県環境地理情報システム

http://oita-kankyogis.jp/eims_oita/

大分県大気環境情報

<http://oita-kankyo.sakura.ne.jp/index.html>

大気環境中の放射性物質に関する測定結果について

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasan.html>

公共用水域及び地下水の水質測定結果

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/suiki.html>

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

第1項 衛生環境研究センターの概要

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所及び工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市大字曲字芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部及び水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部及び水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年2月、大分市高江西2丁目8番地に新庁舎が完成し、3月に芳河原団地から移転した。

平成18年4月、組織改正により、6部制を廃止し、企画・管理担当、化学担当、微生物担当、大気・特定化学物質担当及び水質担当の5担当制となった。

主な業務内容は、次のとおりである。

(1) 企画・管理担当

- ① 人事及び組織の管理
- ② 庁舎の維持及び管理
- ③ 予算の執行及び物品の管理
- ④ 調査研究、精度管理及び研修指導の企画、調整
- ⑤ 衛生及び環境情報の収集、解析及び広報

(2) 化学担当

- ① 食品に含まれる有害物質、添加物、残留農薬の試験検査

- ② 乳幼児用衣類等家庭用品の試験検査
- ③ 残留農薬等に係る調査研究
- ④ 自然毒の試験検査

(3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒の病原微生物検査
- ② 食品の微生物検査
- ③ 日本脳炎の流行予測
- ④ 川や海水浴場の細菌検査
- ⑤ レジオネラ等に係る調査研究

(4) 大気・特定化学物質担当

- ① 大気汚染の常時監視、悪臭物質の測定
- ② 有害大気汚染物質の調査
- ③ ダイオキシン類の分析
- ④ 大気汚染等に係る調査研究
- ⑤ 酸性雨、環境放射能の調査
- ⑥ PM2.5の成分分析調査

(5) 水質担当

- ① 海水、河川水、工場排水等の水質分析
- ② 温泉の分析
- ③ 廃棄物処理場からの排水に係る有害物質の分析
- ④ 水質汚濁に係る調査研究

第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成27度における環境保全に関する試験研究は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料表 衛生2、3のとおりである。

第5節 規制的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課

すとともに、排出されるばい煙や排水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水等について、総量規制方法が導入されており、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成27年度末までの特定工場等の届出の状況は表2.6-4のとおりである。

表2.6-4 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	
13	コークスの製造の作業	1
14	銑鉄、銅若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	18
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	95
23	その他の土石製品の製造の作業	2
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	8
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	4
29	物の表面処理又はめっきの作業	34
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
	合 計	181

備考 複数の特定作業を行っている特定工場等においては、主たる業種を計数している。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、平成28年3月31日現在、県では、資料編 表 大気3のとおり、10企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成20年12月に第四

次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した9市）では3市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併及び合併しなかった9市町村）では、第二次計画を4市町、第三次計画を1市、第四次計画を1市1町が策定している。

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表2.6-5のとおりである。

表2.6-5 五地域の指定状況

(単位：ha、%)

年		H23.3.31現在	H24.3.31現在	H25.3.31現在	H26.3.31現在	H27.3.31現在	H28.3.31現在
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,820	(16.4) 103,820	(16.4) 103,822	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865
	農 業 地 域	(64.9) 411,608	(64.9) 411,608	(64.9) 411,608	(65.0) 412,316	(65.0) 412,316	(65.0) 412,316
	森 林 地 域	(71.3) 451,914	(71.3) 451,908	(71.3) 451,758	(71.2) 451,758	(71.2) 451,758	(71.2) 451,758
	自 然 公 園 地 域	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.5) 174,676	(27.5) 174,645	(27.5) 174,645
	自 然 保 全 地 域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15
	五 地 域 計	(180.1) 1,142,033	(180.1) 1,142,027	(180.1) 1,141,879	(180.2) 1,142,630	(180.2) 1,142,599	(180.2) 1,142,599
白 地 地 域	(1.1) 7,011	(1.1) 7,011	(1.1) 7,025	(1.1) 6,979	(1.1) 6,988	(1.1) 6,988	
合 計	(181.2) 1,149,044	(181.2) 1,149,038	(181.2) 1,148,904	(181.3) 1,149,609	(181.3) 1,149,587	(181.3) 1,149,587	
県土面積		633,958	633,971	633,974	633,982	634,061	634,071

備考 1 () は、県土面積に対する割合
 2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。
 3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握している面積

3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び監視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をすることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

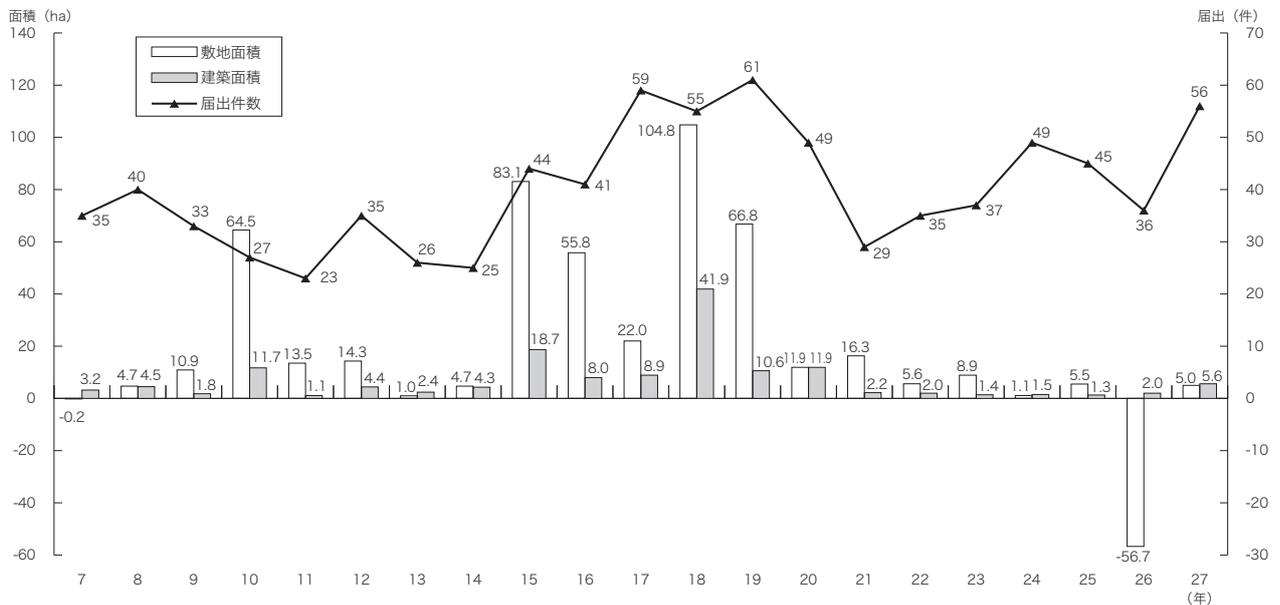
第4項 工場立地対策

本県では従来から地域の実情に応じた企業誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事又は市長への事前の届出が義務づけられている。県は、この届出受理等の事務を平成20年度から市町村に権限移譲しており（法改正により平成24年度からは市が工場立地法上の権限を有し、平成29年度からは町村も工場立地法上の権限を有する）、市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図2.6-6のとおりである。

図2.6-6 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪の検挙件数は減少したものの、事業者による産業廃棄物の不法投棄事件の検挙により検挙人員が増加している。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する廃棄物の不適正処理事犯を取り締まるとともに、関係機関と情報交換を行うなどして、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

近年の検挙状況は、表2.6-7のとおりで、平成27年中は20件37名の検挙となっている。

図2.6-7 環境事犯法令別検挙状況

令別	H23年		H24年		H25年		H26年		H27年	
	件数	人員								
廃棄物処理法	20	24	14	18	24	28	20	25	19	36
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法					1	2				
森林法			1	1			1	1	1	1
種の保存法										
河川法										
その他条例					1	1				

※種の保存法とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」をいう。

※その他条例とは、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」をいう。

第6節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成27年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は917件で、前年度に比べ24件増加した。

苦情の原因は、大気汚染112件（12.2%）、水質汚濁72件（7.9%）、土壌汚染0件（0%）、騒音136件（14.8%）、振動3件（0.3%）、悪臭181件（19.7%）の典型7公害に含まれるものが504件（55.0%）、それ以外のものが413件（45.0%）であった。

平成26年度と比較すると、土壌汚染、地盤沈下の件数は同数、大気汚染（-64件）、水質汚濁（-10件）、騒音（-12件）、振動（-2件）、悪臭（-2件）は減少した。また、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外（+114件）の苦情件数は増加した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成27年度の公害苦情の内訳は、図2.6-8及び図2.6-9のとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成27年度に処理した苦情は、新規処理917件に前年度からの繰り越し分2件を加えた919件で、このうち917件（99.8%）が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は2件となっている。

図2.6-8 公害苦情件数の推移

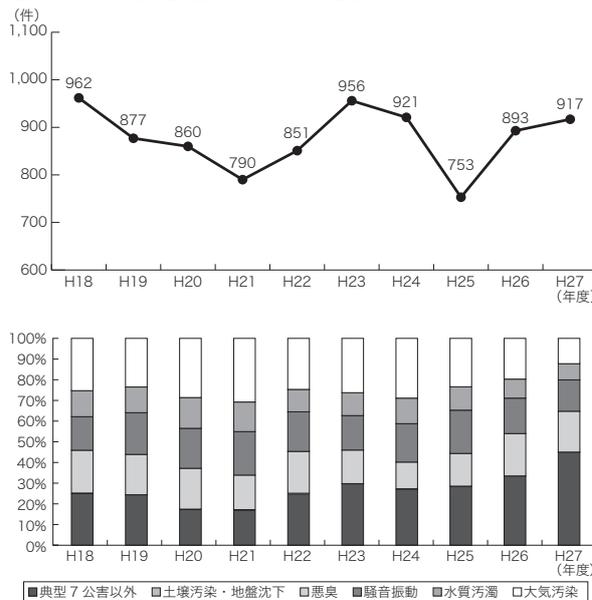
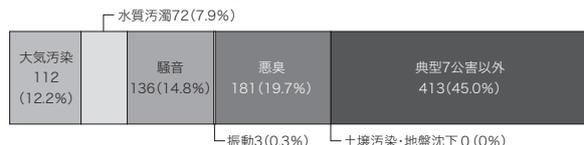


図2.6-9 公害苦情件数の内訳



2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府

県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

(1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下

水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）、食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件（平成27年8月受付、平成28年1月調停打切）、福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件（平成28年3月受付）がある。

（大分県公害審査会委員 資料編 2-(3)）

(2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第7節 地域環境保全基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から99件、合計

67,767千円（平成28年3月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記99件のうち68件、金額53,776千円）

第8節 再生可能エネルギー等導入推進基金

県では、環境省から公布された「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」700,000千円を平成24年11月に「大分県地域環境保全基金」へ積み増しを行った。

この基金は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの運用等を継続的に行う事業を実施することを目的とし、平成24年度から平成28年度の5年

間で事業を行うこととしている。

平成27年度は、中津市消防署東部出張所他15か所で設置工事を実施した。

基盤的施策の推進

表2.6-10 再生可能エネルギー等導入推進基金事業一覧表

(平成27年度)

事業名	総事業費 (千円)	補助率	補助金 所要額 (千円)	事業実施者	実施方法	CO ₂ 削減効果 (合計 t)	雇用効果 (合計 人)	備考
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	17,658	10/10	17,658	中津市	直接補助	6.7	4	中津市消防署 東部出張所
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	15,276	10/10	15,276	中津市	直接補助	6.7	4	道の駅なかつ
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	22,183	10/10	22,183	日田市	直接補助	6.2	4	中央公民館
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	28,637	10/10	28,637	佐伯市	直接補助	10.1	5	道の駅やよい
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	32,593	10/10	32,593	佐伯市	直接補助	10.1	5	渡町台小学校
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	25,645	10/10	25,645	佐伯市	直接補助	10.1	5	鉦泉センター 直川
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	35,276	10/10	35,276	臼杵市	直接補助	13.5	6	福良ヶ岡小学校
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	36,620	10/10	36,620	臼杵市	直接補助	13.2	6	市浜地区コミュニ ニティセンター
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	16,322	10/10	16,322	津久見市	直接補助	6.4	12	津久見市消防 本部・消防署
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	19,835	10/10	19,835	津久見市	直接補助			第一中学校
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	15,511	10/10	15,511	津久見市	直接補助			第二中学校
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	16,868	10/10	16,868	津久見市	直接補助			青江小学校
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	20,779	10/10	20,779	豊後高田市	直接補助	10.1	4	真玉公民館
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	27,842	10/10	27,842	豊後大野市	直接補助	10.1	4	本庁舎
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	25,095	10/10	25,095	国東市	直接補助	9.9	4	消防署
市町村防災拠点再生可能エネルギー導入事業	26,513	10/10	26,513	姫島村	直接補助	6.7	4	離島センター
合計	382,653		382,653			119.8	67	